

権利擁護につなげる目安



生活 状況	①自宅は整理整頓ができず、ゴミが散乱している	
	②入浴や着替えをした様子がない	
	③食事が十分とれていない 食品を腐らせている	
	④同じものを購入している	
	⑤未開封の郵便物や請求書がたまっている	
	⑥必要な通院ができない 薬が飲めていない	
認知 機能	⑦年齢や生年月日が言えない	
	⑧住所や電話番号が言えない	
	⑨幻覚や幻聴、被害妄想がある	
	⑩同じ話を繰り返し、話の辻褄が合わない	
	⑪家に帰れなくなることがある	

契約 行為	⑫福祉サービスの意味を理解し契約することが出来ない	
	⑬保険証の更新などの手続きが理解できない	
金銭 管理	⑭生活費が足りなくなる（収支の把握ができていない）	
	⑮公共料金、介護サービス料、医療費などの支払いができない	
	⑯自分で通帳から出入金できない	
緊急 事案	⑰通帳、キャッシュカード、銀行印を頻繁に紛失する	
	⑱消費者被害にあっている	
	⑳第三者が金銭管理をしている	

①本人の理解がある
②親族・支援者の元契約ができる

①本人の理解が得られない
②親族の協力が得られない

一つでも当てはまる

福祉サービスで生活が成り立つ

豊田市
社会福祉協議会
権利擁護事業

